

令和6年4月23日
文 化 庁
文化経済・国際課

美術品（近現代分野）の価格評価事業者認定制度に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「美術品（近現代分野）の価格評価事業者認定制度」について、令和6年1月24日から令和6年2月23日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計6件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた御意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容をふまえ論点ごとに集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

別紙 「美術品（近現代分野）の価格評価事業者認定制度」に関する主な意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方

通し 番号	主な意見の概要	文化庁の考え方
	認定制度全般に関するご意見	
1	背景にある課題（アート適正価格が不透明であり、市場拡大の妨げになっている）について強く実感している。本制度はアート市場、特にセカンダリーアート市場の透明性向上にとって不可欠であり、制度導入のみならず、内容を広く消費者にも発信すべき。	御意見を踏まえ、対外的な発信についても取り組んで参ります。
	実施要項について	
2	認定制度は業界団体の設計に委ねるべきである。	現状、業界内で統一的な取組がないことから国として一定の基準を示す必要性があり、今般の制度化に繋がりました。他方、本制度は価格評価の透明性を高めようとする事業者や業界全体の取組を支援するものであり、事業者の自律性を尊重した制度設計としています。
3	認定要件が甘い、資格考査等一定基準を設けるべきである。	本制度は、価格評価の透明性を高めようとする事業者や業界全体の取組を支援するものであり、国として一定の基準を示すとともに、事業者の自律性を尊重した制度設計としています。所属する鑑定士の資質に関連する部分については、最低限の基準を示していますが、組織内規範として組織ごとに所属する鑑定士へ遵守を求めることとしています。以上を踏まえつつ、今後の市場・業界の変化に応じて、運用を踏まえた改善があり得るものと考えております。

別紙 「美術品（近現代分野）の価格評価事業者認定制度」に関する主な意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方

4	<ul style="list-style-type: none"> ・制度内での苦情処理機関や紛争予防等の制度設計をすべきである。 	<p>本制度は価格評価の透明性を高めようとする事業者や業界全体の取組を支援するものであり、国として一定の基準を示すとともに、事業者の自律性を尊重した制度設計としています。そのうえで、認定制度においては事情に応じて是正・改善の要求や認定の取り消し等を行うこととしています。さらに、制度の適正な運用に関するご相談については相談窓口を設置いたします。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ・第6条第3号の「役員等」の「等」には、役員以外の誰が含まれるのか。 ・第6条第3号の「当該事業者及びその役員等」と、同第5号の「申請者（その役員を含む。）」とは、何が異なるのか。 ・第8条第2項の「死亡、解散若しくは消滅したとき」は誰が報告すればよいのか。 	<p>いずれも実施細則にて詳細に記載予定です。</p> <p>ご質問いただいた箇所について、現時点での予定している記載は以下の通りです。</p> <p>① 第6条第3号「役員等」 「業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」と規定する予定です。</p> <p>② 第6条第3号の「当該事業者及びその役員等」と第6条第5号「申請者（その役員を含む。）」との異同 第6条第3号については広く反社会的勢力との関わりを排除するために、「役員等」として上記の範囲の者を対象としています。第6条第5号は申請者自身に直接かわる要件として設定しているものであり、申請者が法人である場合にはその経営上の意思決定に参画する役員を含めて確認することとしているものです。このため、その範囲が異なるものとなっています。</p> <p>③ 第8条2項「死亡、解散もしくは消滅したとき」</p>

別紙 「美術品（近現代分野）の価格評価事業者認定制度」に関する主な意見の概要及び
それに対する文化庁の考え方

		報告者は、死亡の場合は相続人、解散もしくは消滅の場合は、解散・消滅した法人において代表権を有していた者」を規定する予定です。
6	事例資料を集める際、恣意的に都合の良い数字をエビデンスとして集め、相場を高く/低く見せたりする場合の対応を考慮する必要があるのではないか。	評価における恣意性の排除については、制度の悪用を極力排除するべく、認定取消の要件を定め、事情に応じて是正・改善の要求や認定の取り消し等を行うこととしています。また、事後的に客観的な検証を可能にする評価書の作成や、依頼者からの異議申し立てについても定めています。さらに、制度の適正な運用に関するご相談については相談窓口を設置します。
ガイドラインについて		
7	美術品の価値は、見る人によって全く異なり、劣化や損傷の可能性もあるため、フェアバリューをベースとした価値評価は難しいのではないか。	本制度中、ガイドラインにおける価格は適正市場価値（フェアマーケットバリュー）とすることとしています。これは客観的な交換価値を示す価額をいうものです。劣化や損傷などの価額に影響を及ぼすべき事情について考慮の上、算定がなされますので、基盤・制度WGにおいて他分野、他国の状況も鑑み、適正市場価格とすることが望ましいという議論がなされました。
8	基盤制度WGでは認定機関は、売買実例価格等のデータを活用して評価を行う必要があり、過去の取引価格データ等にアクセスできる環境が既にある、あるいは確保される予定であることを求めるべきとしているが、今回のガイドラインではそういった担保はまったく考慮されていないのではないか。	第1期の報告書に記載の当該記載については、制度導入の条件ではなく、認定事業者に対して想定される要件として記載しています。ガイドラインに記載の通り、認定事業者に対しては基本的に取消事例比較法をとることを求めており、その際に「可能な限り複数の事例を収集」することを求めていることから、過去の取引価格データ等にアクセスできる環境を確保することは、その前提として包含されているものです。

別紙 「美術品（近現代分野）の価格評価事業者認定制度」に関する主な意見の概要及び
それに対する文化庁の考え方

9	<p>精通者意見価格なる、透明性・客観性の欠如した評価手法を取引事例比較法と並列しており WG での報告から乖離しているのではないか。</p>	<p>ガイドライン内で「基本的取引事例比較法を適用する」と記載している通り、精通者意見価格はあくまでも取引事例比較法が取れない場合に取得する方法です。そのうえで、他のご指摘も踏まえ、精通者意見価格をとる場合はその理由を明記することとしています。</p>
1 0	<p>ガイドラインの目的について 「本制度は、価格評価に関する制度であり、国が個々の美術品について真贋鑑定を行うことや、真贋鑑定の適正性を担保するものではない」とあるが、評価対象となる美術品の真贋は価格決定の最重要要因であると考えられる。文化庁長官が認定した事業者として行う価格評価において、真贋について言及せずに行えるのか、言及せずに行えるとすれば真贋鑑定の適正性は認定対象でないことについて評価書にどのように記載すべきかを具体的に説明すべきではないか。</p>	<p>本制度は、真贋鑑定の必要性が相対的に少ない近現代美術に関して、透明性・客観性担保に向けた価格評価実務の手法、手順についてまとめたものです。よって、真贋に関しては既に鑑定されたものを確認するに留まり、価格評価実務内では新たに真贋に関する判断をするものではありません。</p>
1 1	<p>(2)評価関係資料の収集・整理について ③ 要因資料 要因資料は、価格形成要因の根拠となる資料とされているが、精通者意見価格については「価格評価の根拠等」とされ同語反復ではないのか。 精通者意見価格における価格形成要因の根拠資料を具体的に示すべきではないのか。</p>	<p>精通者意見価格の要因資料は、価格評価の根拠となるあらゆる資料を指しており、記載のような表現にしているものです。精通者意見価格の算定プロセスについては、用語にわかりづらい部分がありましたので、上記関係性を明確にするため表現を修正しました。</p>

別紙 「美術品（近現代分野）の価格評価事業者認定制度」に関する主な意見の概要及び
それに対する文化庁の考え方

1 2	<p>(3)評価者の決定、評価価格の算定等</p> <p>① 評価者の決定について</p> <p>「評価者は、評価対象となる美術品の保有者及び評価依頼者、作家と一定の利害関係にないことが求められる。」とある。ここで示されている人的関係のみならず、売主、買主、仲介者など経済的利害関係を有する場合についても客観性を欠くことから評価者となり得ないとするべきである。仮に、このような場合であっても評価者となることが禁じられないとするのであれば、評価依頼者に事前に開示したうえで評価書に明示すべきである。</p>	<p>ガイドラインに記載の「保有者及び評価依頼者、作家」については、評価対象作品の当事者であり、外形上特に価格評価の客観性等を担保する必要があることから、ガイドライン上に明記しています。それ以外の者については、評価実務上、様々な経済的関係がありえるところ、一律に規定するのは困難であることからこれ以上の限定は行っていません。ただ、いずれの場合においてもガイドラインや認定要件において、公平性・客観性・独立性のある評価の実施を求めるとともに、その担保のための措置を講じております。</p>
1 3	<p>取引事例比較法について</p> <p>2.(1)で時点修正を行うことが明記されていながら、時点修正の具体的内容が示されていない。物価指数や類似作品の取引価格の変動率など参照にすべき資料を明示したうえで、時点修正の方法を示すべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正しました。</p>
1 4	<p>「価格評価にあたっては、まず評価作品の作家の展覧会歴等により評価価格を示す」とあるが、ここでの「評価価格」というのは最終的な結論としての評価価格、その前段階の資産的な価格なのかが明らかでない。仮に最終的な評価価格だとすると、展覧会歴（「等」が何を示すかも具体的ではないが、確認資料に併記されている受賞歴か）から直ちに評価価格を導ける過程はどういったものなのか。</p>	<p>精通者意見価格の算定プロセスについては、用語にわかりづらい部分がありましたので、上記関係性を明確にするため表現を修正しました。</p>

別紙 「美術品（近現代分野）の価格評価事業者認定制度」に関する主な意見の概要及び
それに対する文化庁の考え方

1 5	<p>「原則要因資料を示してその評価根拠を述べ」とあるが、精通者意見価格評価における要因資料とは何なのか、具体的に例示すべきではないか。</p>	<p>精通者意見価格の算定プロセスについては、用語にわかりづらい部分がありましたので、上記関係性を明確にするため表現を修正しました。</p>
1 6	<p>取引事例比較法をとることができない美術品について 精通者意見価格を適用するとあるが、取引事例比較法を採用できない事情について何ら示すことを求めるべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正しました。</p>
1 7	<p>2年以上の評価実績を持つ評価者（精通者）が2人以上で評価にあたることとするとあるが、この評価者（精通者）についても①評価者の決定で述べられているような保有者との利害関係がないことが必要とされるのか否かが明確でない。 精通者意見価格が極めて主観的な評価方法であることから同様に要求すべきであり、仮に利害関係があるのであれば評価依頼者に事前に開示され、評価書に明記されるべきではないか。</p>	<p>当該項目については、(3) ①を踏まえたものであることから、利害関係の記載については②のいずれの方法においても適用されます。</p>
1 8	<p>「示すべき資料がない場合には、その理由を併せて明記する」とある。 上記 2(2)で精通者意見価格について、『ガイドラインの目的』に鑑み価格決定要因の明示(中略)要件を新たに求める」としながら、要因資料を示さずに精通者意見価格を求めることが可能とすることは、透明性・客観性の高い方法で価格評価を行っている事業者を認定する「ガイドラインの目的」に反するのではないか。</p>	<p>ガイドライン内で「基本的取引事例比較法を適用する」と記載している通り、精通者意見価格はあくまでも取引事例比較法が取れない場合に取得する方法です。そのうえで、他のご指摘も踏まえ、精通者意見価格をとる場合はその理由を明記することとしています。</p>

別紙 「美術品（近現代分野）の価格評価事業者認定制度」に関する主な意見の概要及び
それに対する文化庁の考え方

19	(4)評価書の作成について 取引事例比較法、精通者意見価格のいずれを採用する場合でも評価者の利害関係を明示すべきではないか。	ガイドライン中では、いずれの方法をとる場合においても利害関係のない評価者の選定を求めており、後の検証を可能にするため評価者の氏名や経歴等を記載することとしています。また、価格評価事業者の認定制度では、認定要件として価格評価における公平性・客観性・独立性の担保について組織内規範の策定とその遵守を求めるとともに、これらを担保するための措置（是正・改善の求め、認定取消し、相談窓口等）を講じているところです。
----	---	--